

産業医科大学、2002年から建物内禁煙。
2004年、安全衛生委員会の衛生管理者になり、
敷地内禁煙を目指したが…の暗黒時代、
5人のヘビスマに阻まれ、行き詰まった。

医学部長＝自室で違反喫煙を繰り返す
医学事務部長＝「学生が吸うからできない」
病院施設管理課長＝「患者が吸うからできない」
学生課長＝「自販機はなくすが職員のために生協の
手売り販売は残す」
病院長⇒「自分は来年で定年、それまで待ってくれ！」

産業医大、2008年4月から敷地内禁煙
敷地内禁煙になると職員・入居者・喫煙のきつい方になります。
敷地内禁煙にならないと、吸う人は禁煙しようと思いません。
火災予防＝自分で歩けない人の命を守る手段でもあります。



敷地内禁煙は喫煙率減少の効果大(産業医科大学、2008年4月)

男性教職員の喫煙率が敷地内禁煙で激減

2007年19% → 16%→13%→11%→10%



通用門の反対側に移動した喫煙者達



工事業者には施設課から
「周辺道路、近隣の公園も禁煙」
と周知、
入構許可証にもその旨記載で簡
単にゼロに

大学等安全衛生委員会 禁煙推進活動報告
2016年1月-1 衛生管理者:大和



東門の外、
3内科（上）
1外科（右）の医師。
こういう姿をなくさない限り、
歩道橋周囲の患者さんの喫煙はな
くなりません、と報告。



歩道橋の下、白衣での喫煙
厳重注意の後、禁煙に成
功

職員の敷地外の喫煙をやめさせた方法



②

③

2016 03 10

連続写真

敷地内禁煙は喫煙率減少の効果大(産業医科大学, 2008年4月)

課題: 最終的に残った10%の喫煙者をどうするか

2007年19% → 16%→13%→11%→10%



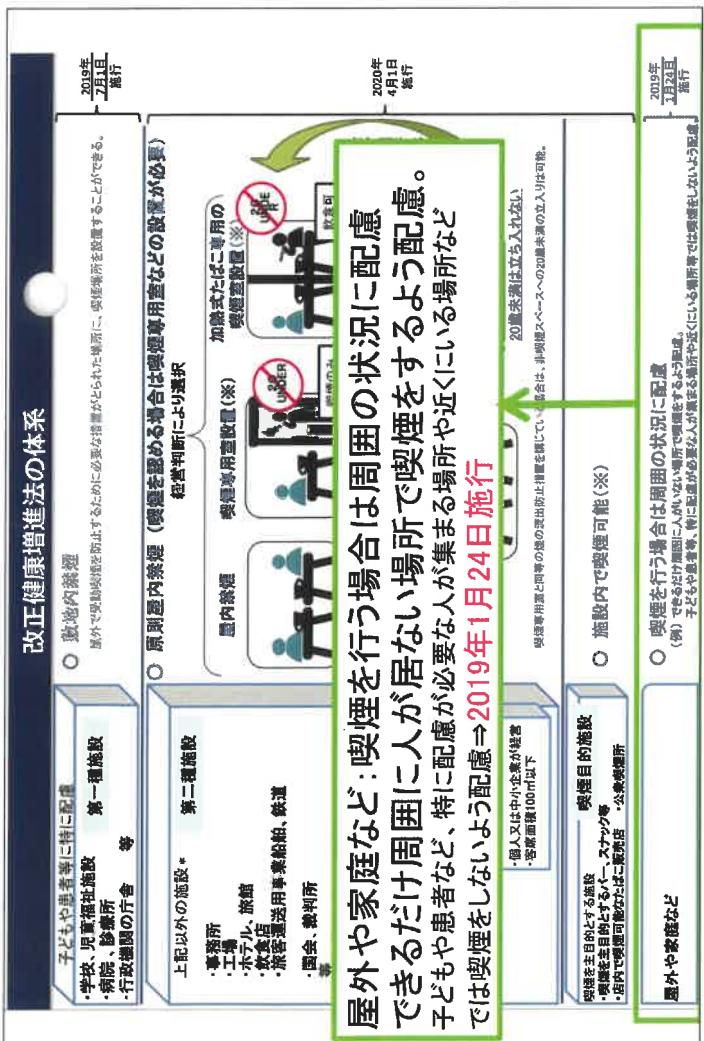
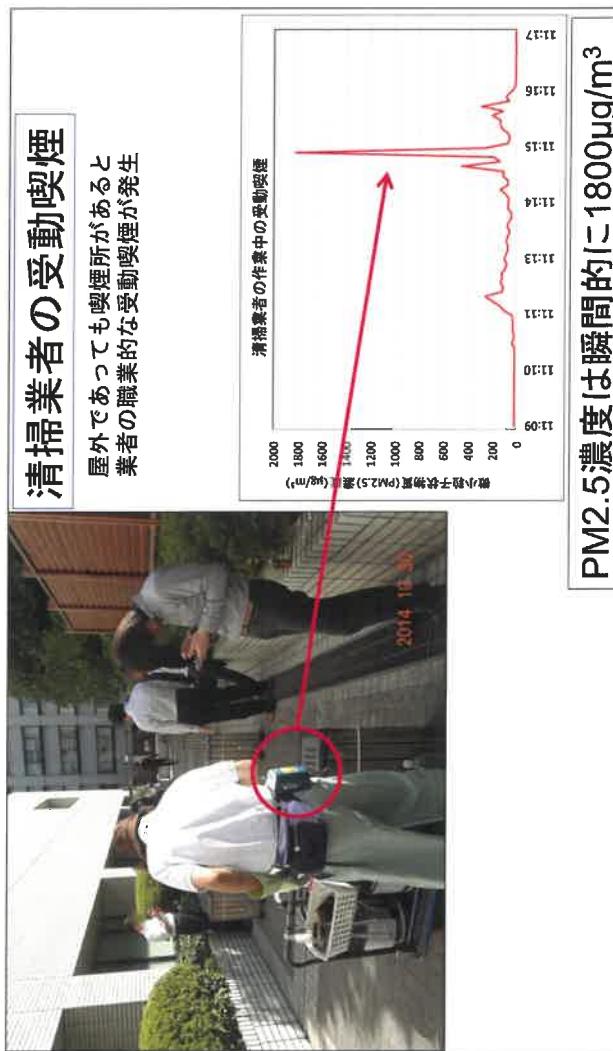
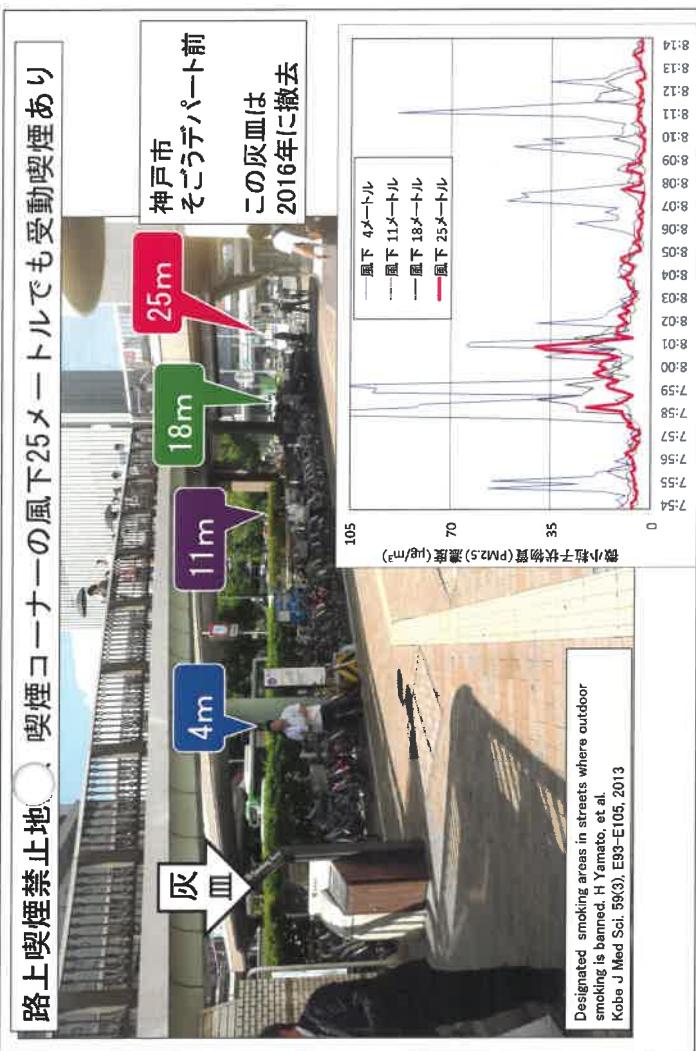
・昇進させない、
・タバコ臭いと指摘し続ける
・喫煙者はマイナス査定

中庭に公認の喫煙所があると
喫煙率は下がらなかった

これから禁煙する人は
「禁煙補助薬」で
苦しまずになります

- ・ニコチンガム
- ・ニコチンパッチ
- ・内服薬
(ニコチンを
感じる細胞を
プロック)





PM2.5濃度は瞬間に1800µg/m³

健康局長通知 平成30年2月22日 第一種施設は敷地内禁煙が原則であり、 特定屋外喫煙場所を設置することを推奨する ものではないことに十分留意すること。



2 特定屋外喫煙場所（新法第28条第13号認定）

(1) 新法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第16条別添）

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されること。
② 喫煙場所と非喫煙場所による区画ができるものである
「区分」とは、喫煙場所による区画が考えられる。
③ 喫煙場所である旨を記載した標識を掲示すること。
④ 喫煙場所であることが認識できる標識である。
⑤ 喫煙場所であることを示す標識である必要があり、標準例（別添3）をお示ししているので御活用いただきたい。

⑥ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、
喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には通常利用するような場所に設置すること。

- ⑦ 第一種施設に対する特徴をすることが望ましい。
⑧ 第一種施設により機嫌を損なうおそれがある者が主として利用する施設に対する特徴をすることが原則であり、本指針が設けられたことをもつて特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

沖縄県庁、建物近傍から喫煙コーナーを移動（2016年7月18日）。
出入口の受動喫煙は解決したが、駐車場の喫煙コーナー周囲で受動喫煙。



2019年7月1日から
敷地内完全禁煙⇒



那覇市役所、2013年新築
ペントハウス(PH)の喫煙コーナーが
受動喫煙の原因となっている



ペランダ緑化で
環境に配慮しているが、
受動喫煙への
配慮が不適切

「不適切な特定屋外喫煙場所」と
厚生労働省の会議で発言。
那覇市関係者が議事録を読み、
この場所は閉鎖された。

那覇市役所 喫煙コーナーが反対側に移動しただけで解決になつてない

2019年8月5日撮影



那覇市役所 喫煙コーナーが反対側に移動しただけで解決になつてない
日よけが煙の拡散を妨げ、建物側に寄せたため屋内への流入は増大



2019年8月5日16:17撮影

【たばこと健康】進む禁煙化、遅れる自治体広報 群馬

2019年6月24日配信

昨年7月、「望まない受動喫煙を防止する」ために改正された健康増進法が、表に示すように今後、順次施行され、屋内は原則禁煙になる。7月1日からは、学校・病院・児童福祉施設等に加え行政機関が、さらに厳しい敷地内禁煙となる。

このうち、大学や行政機関等は、必要な受動喫煙防止対策を実施すれば屋外に喫煙所を設置することができるが、その場合も20歳未満の者が立ち入りならないようにならなければならない。

「群馬県庁に喫煙所あり」という不名誉な報道に。
これに対する県内の対応状況を調べてみた。

群馬県には建物内に何カ所か喫煙所があつたが、今年5月からは県民駐車場屋上の喫煙所を除き全面禁煙となつた。この喫煙所に墨痕はない。

奈良県知事、受動喫煙の実態調査へ 県庁の屋外喫煙所問題

2019年10月25日 毎日新聞

f B! PUSH通知



奈良県庁の屋外喫煙所から煙や臭いが漏れて来て
る者から苦情が出ている問題で、荒井正吾知事は
25日、現場の受動喫煙の実態について改めて調
査する方針を明らかにした。「ますます事実の確認が
大事だ」と述べた。

奈良県庁の屋外喫煙所によると、6月28日に喫煙所2カ所
の出入り口などで浮遊粉じん量と一酸化炭素の濃
度を計測した。内部に喫煙者がいる場合といない
場合をそれぞれ調査したが、この際はいずれも、
国の建築物環境衛生管理基準値を下回っていたという。

同課は「継続的にかつ喫煙者がもっと多い状態で調査する必要がある。臭いについてもど
んな対策が可能か検討したい」と話した。【新宮達】

佐賀）県や県警、7月に敷地内全面禁煙 健康増進法受け

佐賀県・県警も敷地内全面禁煙
令和元年(2019)年7月1日より

主催記事
2019年5月31日03時00分
ツイート リツイート ブックマーク スマップ メール 印刷



受動喫煙を防ぐための改正健康増進法の施行を受けて、県や県警が7月1日から敷地内を全面禁煙にする。これまでは建物内が禁煙だったが、敷地内すべてに延びすぎる。職員だけでなく、一般の人も対象だ。県や県警の庁舎で現在使用中の喫煙所は6月末には撤去される。

「世の中の流れだから敷地内禁煙はしようがない。でも、すぐにはたばこはやめられないだろう」

県警本部の駐輪場の一角落煙所=27日午後4時45分、佐賀市松原1丁目、平塚洋撮影

沖縄県警、地下の隠れ喫煙所もなくして下さい



通常の利用者が立ち入らない場所で、受動喫煙防止対策がどちらで行われていたとしても、排気の延長に駐車場があるのでは改正健康増進法に適合しない。

奈良県庁:2019年10月
屋外喫煙室を設置
巨大な排気装置、
太いダクトで排気、
その先に駐車場があり
住民からの苦情が新聞社へ



沖縄県警、地下の隠れ喫煙所もなくして下さい



沖縄県警、地下の隠れ喫煙所もなくして下さい



沖縄県警、地下の隠れ喫煙所もなくして下さい



- 105 -

沖縄県警、地下の隠れ喫煙所もなくして下さい。
佐賀県警、青森県警、秋田県警も敷地内禁煙です。



沖縄県警、地下の隠れ喫煙所もなくして下さい



司法の潔さを見倣おう

2019年7～10月の醜態
新議会棟の喫煙室
自民党以外は「不要」の決議、
自民党は「喫煙室を残す」

△ 鈴木道知事「税金の支出は不可」

△ 自民党が「JTに設置を依頼」

△ 新聞に「北海道の恥」
という経過が
メディアで繰り返し
取り上げられています。

△ 市民から「喫煙室不要」という
声が上がっています。

第二種で喫煙室用室の
設置が認められてはいる
が、敷地内禁煙を決定。

2019年度内に全国の
裁判所が敷地内禁煙。

名古屋高裁管内6県の裁判所 7月から全面禁煙に

中標 社会

2019/5/21 15:49

名古屋高裁管内（愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山の6県）の全ての裁判所が7月1日から敷地内を全面禁煙にすることが21日、高裁への取扱で分かった。高崎や名古屋地裁が入る合庁舎（名古屋市中区）は6月末で喫煙所を開鎖する。



①

名古屋高裁は「裁判所は多くの人が訪れるため、受動喫煙を防ぐ同法の趣旨に沿って判断を設けることが喫煙所を設けることと対立する」とした。丁寧に説明し、喫煙者の理解を求めた

4月に最高裁が禁煙措置の実施を20年4月から19年7月に早めるよう名高裁に通知出し、名古屋高裁が対応を検討していた。

2020年4月に全面施行される改正健康増進法

法は裁判所について、原則禁煙で専用喫煙室を設けることが喫煙所を設けることと対立している。たゞ、名古屋高裁や管内の地裁などは、一般の行政機関や病院と同じように敷地内を全面禁煙とする。

名古屋高裁は「裁判所は多くの人が訪れるため、受動喫煙を防ぐ同法の趣旨に沿って判断を設けることが喫煙所を設けることと対立する」とした。丁寧に説明し、喫煙者の理解を求めた

い」とコメントした。

4月に最高裁が禁煙措置の実施を20年4月から19年7月に早めるよう名高裁に通知出し、名古屋高裁が対応を検討していた。

司法の潔さを見倣おう

第二種で喫煙室用室の
設置が認められてはいる
が、敷地内禁煙を決定。

2019年度内に全国の
裁判所が敷地内禁煙。

2019年度内に全國の 裁判所が敷地内禁煙。

その他

解説 共有 開拓 考査 写真 新刊・夕刊 フォトニュース 地域・社会

裁判所に全面禁煙にすることが21日、高裁への取扱で分かった。高崎や名古屋地裁が入る合庁舎（名古屋市中区）は6月末で喫煙所を開鎖する。

名古屋高裁は「裁判所は多くの人が訪れるため、受動喫煙を防ぐ同法の趣旨に沿って判断を設けることが喫煙所を設けることと対立する」とした。丁寧に説明し、喫煙者の理解を求めた

い」とコメントした。

4月に最高裁が禁煙措置の実施を20年4月から19年7月に早めるよう名高裁に通知出し、名古屋高裁が対応を検討していた。

秋田県受動喫煙防止条例について

村山惠二 2018/10/22 03:00分

秋田県と関連機関、2018年10月1日より敷地内禁煙
=模範となる正しい考え方です。



1. 幼稚園	・幼保小中高：屋外でも喫煙場所を設置できない
2. 小学校	・馬鹿、空港：喫煙専用室を設置できない ・大学、行政、病院：屋外喫煙場所を設置しない努力義務
3. 大学	・事務所、飲食店：喫煙専用室を設置できるが、加熱式専用室を設置しない努力義務
4. 病院	・小規模飲食店等：屋内禁煙の努力義務

秋田県受動喫煙防止条例について

村山惠二 2018/10/22 03:00分

秋田県と関連機関、2018年10月1日より敷地内禁煙
=模範となる正しい考え方です。

県庁、市町村役場	【第1条（目的）】 県民の健康増進を図るに伴い、受動喫煙による健康被害を防ぐことを目的とする。
県警本部、各署	【第2条（適用区域）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
交番、駐在所	【第3条（喫煙場所）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
運輸免許センター	【第4条（喫煙場所）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
を敷地内禁煙とした	【第5条（喫煙場所）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
職員は敷地外でも勤務時間の喫煙禁止	【第6条（罰則）】 違反者は、10万円以下の罰金
・県東京事務所も同様	【第7条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
・勤務時間は出張先でも禁煙	【第8条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
・勤務時間中に休憩する場合は、	【第9条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
車両運転中の休憩する場合は、	【第10条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
車両運転中の休憩する場合は、	【第11条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
車両運転中の休憩する場合は、	【第12条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
車両運転中の休憩する場合は、	【第13条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
車両運転中の休憩する場合は、	【第14条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
車両運転中の休憩する場合は、	【第15条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。
車両運転中の休憩する場合は、	【第16条（監視等）】 県の行政機関のうち、市町村の役場を除くところと定めます。

秋田空港HP

2019年4月26日 噸煙室(2つ)を廃止。

屋外喫煙室設置と国際線待合室と2階口ビーの喫煙室を廃止、全館禁煙の予定。

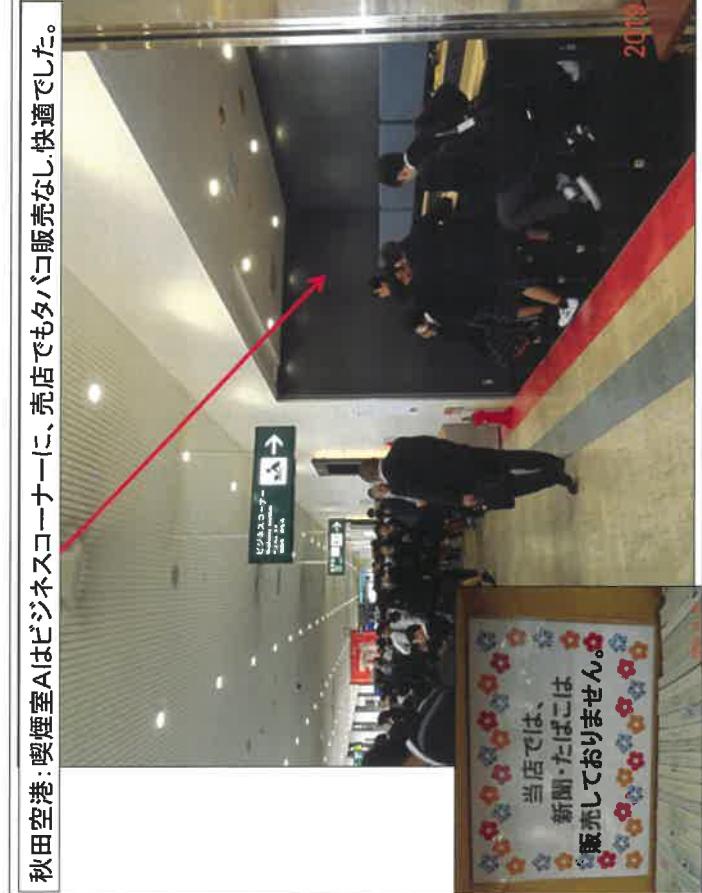
福島空港内禁煙建物に続く

◆設置場所…「19/4/16撮影(工事中)
外側喫煙所
("19/4/28供用開始予定)

秋田空港ビルの隣に屋外喫煙室
⇒ 屋内は完全禁煙



屋外喫煙室の問題点
・排気煙突は屋根の上に出すべき
(煙がバス停に逆戻り)
・バス停に近すぎ
(喫煙直後から受動喫煙、三次喫煙)



子供の喫煙問題(5)

- ・外側喫煙室が屋根無 4.7 %
- ・喫煙所、喫煙室 2.0 %
- ・喫煙方法 1.4 %
- ・中古車 1.4 %
- ・公共交通機関 1.3 %
- ・喫煙者下 (GDS調査)

世界の喫煙率

国	喫煙率
中国	24%
米国	20%
韓国	18%
日本	15%
イギリス	13%
オーストラリア	11%
カナダ	10%
スウェーデン	8%
オランダ	7%
ノルウェー	6%
デンマーク	5%
スイス	4%
オーストリア	3%
アイスランド	2%
アイルランド	1%

子供の喫煙問題(2)

問題	割合
・外側喫煙室が屋根無	24%
・喫煙所、喫煙室	15%
・喫煙方法	13%
・中古車	11%
・公共交通機関	10%
・喫煙者下 (GDS調査)	8%

受動喫煙1万5000人死亡

医療費・脳卒中が半数超
日本の喫煙は、世界の半数超

受動喫煙が原因で死亡する日本人は年間1万5千人。
日本の喫煙は、世界の半数超

喫煙の下やベランダでも受動喫煙は防げません。

喫煙の害を正しく理解していますか?

~ 合わぬ喫煙は迷惑行為?各種行為? ~

誰かの喫煙が自分の健康も危険にさらされてしまいます!

他の人が吸いながら、大した影響はないだろう、と考へている人が多いですが、人の健康にとってよくないのは、限りません。周りの人々の健康にも悪影響も見受けられます。

知つていません?
当時は吸殻でも、北欧のPM2.5を体験できました。

日本では喫煙者がより国内の方が危険!
日本の喫煙者約20%が喫煙で、喫煙率も北京市に並んでいます!

日本では喫煙者は大人の保護をかけます。
特に子どもは大人の保護を影響をかけます。

六人の受動喫煙

子供の喫煙問題(1)

問題	割合
・外側喫煙室が屋根無	24%
・喫煙所、喫煙室	15%
・喫煙方法	13%
・中古車	11%
・公共交通機関	10%
・喫煙者下 (GDS調査)	8%

秋田県のチラシ(2019)

一人ひとりにできることがあります。
たばこの煙で囲らない地域を目指そう!

山形県の全行政機関で敷地内禁煙

6/18(火) 10:30配信



県は17日、県の行政機関全てで7月1日から敷地内の全面禁煙を実施すると発表した。昨年12月に制定された県受動喫煙防止条例を踏まえた強化対策で、県庁や各総合支庁など出先機関を含めた69施設が対象となる。

改正健康増進法では学校、病院、児童福祉施設、行政機関などが禁煙すべき対策として「禁煙（屋外に喫煙場所を設置可）」を挙げている。県は、この國の方針通り踏み込んだ形で、屋外にも喫煙所を設けない全面禁煙とする方針を決めた。

さらに、対象施設に張り紙をするなどして禁煙を徹底する一方、職員に対しては保健師による禁煙相談にも力を入れていく。県総務厚生課は「望まない受動喫煙が生じないようにしたい」としている。

山形県受動喫煙防止条例の概要

4. 標識の表示

・屋内禁煙の物語は、その因とが繋いだ場所に表示

5. 施設毎の対策

第一種施設
屋外にも喫煙場所を設けないよう努める

第二種施設
屋内禁煙
喫煙専用室を設けないよう努める

第三種施設
飲食店等の飲食
望まない受動喫煙の防止に努める

施設の種類	規制の範囲	施設の概要	施設への対策
施設の内側	施設の内側	施設の内側	施設の内側
第一種施設	施設の外側	施設の外側	施設の外側
第二種施設	施設の外側	施設の外側	施設の外側
第三種施設	施設の外側	施設の外側	施設の外側

悪手＝某県庁のような屋根付きの喫煙所をJCTから無償提供されること

- ・上の舗道の歩行者に受動喫煙
- ・勤務時間中（しかも、昼休み直後）に職場離脱
- ・地方公務員法第35条「職務専念義務」に違反＝税金のロス

ビルは帰宅するが、まで我慢でききるが、タバコは午前中も我慢できない。
昼休みが終了しても戻らない。

「依存症」として重症なのはニコチン

平成30年12月25日公示

4. 標識の表示

・屋内禁煙の物語は、その因とが繋いだ場所に表示

5. 施設毎の対策

第一種施設
屋外にも喫煙場所を設けないよう努める

第二種施設
屋内禁煙
喫煙専用室を設けないよう努める

第三種施設
飲食店等の飲食
望まない受動喫煙の防止に努める



那覇市役所、売店でタバコ販売(2016年8月撮影)

- ・大学・病院のコンビニではタバコは販売していません。
- ・行政機関の売店、コンビニでも売るべきではありません
- ・タバコが切れたことが禁煙のきっかけになる人も居ます



沖縄県庁・泡盛の販売はあるが、タバコ販売はない、タバコの売上げは大きいが利益率は10%で儲けは小さい。(利益率が約3割の弁当や特産品を充実すべき)すみに病院や学校のコンビニのタバコ販売はない。行政機関の売店はタバコ販売を即刻中止すべき。

滋賀

ツイート

シェア

2019年6月1日

県庁で全面禁煙始まる 受動喫煙防止



禁煙された喫煙所=県庁で

県は世界禁煙デーの三十一日、本庁舎と八つの合同庁舎の敷地内を全面禁煙とした。たばこを吸わない職員や、来庁者の受動喫煙を防ぐのが狙い。この日は県担当者が、喫煙所から灰皿スタンドを撤去して閉鎖した。

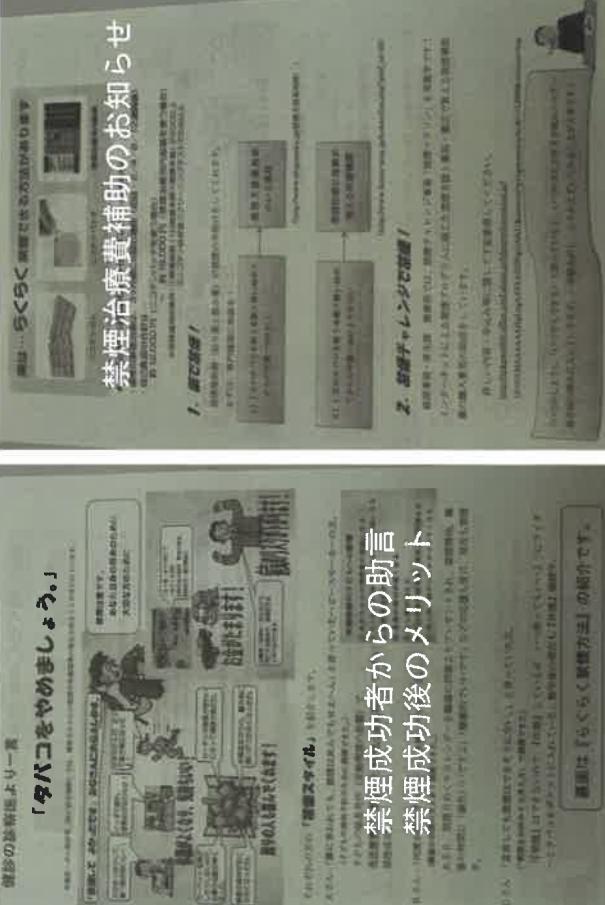
受動喫煙対策を強化する改正喫煙規造法に基づき、自治体の庁舎は七月から、原則、全面禁煙にする必要がある。県は二〇一七、一八年の同じ時期の一週間、敷地を禁煙としていたが、今回は無期限。今後、駐車場を含む敷地内が永続的に全面禁煙となる。

びわ湖ホールや琵琶湖博物館など、政策立案を行なう県立施設は、個別に検討していくという。

県の担当者は「受動喫煙を防ぐ取り組みに、県庁が率先して取り組んでいきたい」と話している。



滋賀県では2015年の健診により、すべての健診ドクターから全喫煙者に禁煙啓発チラシ、禁煙補助薬成のお知らせが始まりました。



滋賀、禁煙啓発が奏功

毎日新聞 2018年3月4日 男性平均寿命 滋賀県、長野県を抜き1位

毎日新聞 2018年3月4日

2001年の健康増進計画で喫煙率半減目標

2000年 56.2% (全国平均より8.8%高)

2009年 38.4% (全国並)

2016年 20.9% (全国平均より9.1%低)

受動喫煙ゼロの店 325店登録

日本経済新聞 2018年4月19日

3600人の健康推進員

喫煙 食塞性 满足 運動



男性の喫煙率 20.6% (全国下位)
男性の食塞性 10.1グラム (下から4番目)
ボランティア行動者率 33.9% (全国1位)
男性のスポーツ行動者率 76.9% (全国2位)
人口10万人当たりの飲食店数 344店 (46位)

(注)喫煙率、食塞性取扱量は国民健康・栄養調査(16年厚労省)。
ボランティア、スポーツは生活基本調査(16年総務省)。
積極的に地域と関わることで生活習慣病予防

滋賀県大学公衆衛生学 三浦克之教授 滋賀県とのタイアップ 上島弘嗣名誉教授

「禁煙の教科書」喫煙と法律問題より

2018.05.28

就業時間外も社員に禁煙を強制できる?

～タバコ休憩、昼休み、通勤時間、私生活上の禁煙～



喫煙者が「喫煙権」があると主張するのですが…

Answer

喫煙の自由には、「権利」と呼べるものか疑問です。
喫煙の自由について論じた最高裁昭和45.9.16判決は
「喫煙の自由は、あらゆる時、所において保障されなければならぬものではない」と判示しています。
判例からも、制限に服しやすいものと理解されます。
ニコチン依存に関する医学的知見からは、
喫煙は、依存性薬物の摂取行動と捉えられます。
喫煙の自由は制限されると考えられます。
使用者には、施設管理権・企業秩序定立権限があり、
労働者には職務専念義務があります。

166

喫煙対策の法律Q&A（岡本光樹弁護士）

雇用のみの事業場外での喫煙は？

労働時間外であつても必要かつ合理的な
企業秩序維持権限は及ぶ。

- ・三次喫煙(サードハンド・スマーカー=タバコ臭)をまとつて帰社すれば周囲の社員の不利益。
- ・奈良県生駒市、奈良県庁は喫煙後は工レベーター使用禁止。
- ・北陸先端科学技術大学は喫煙後45分間、敷地内への立ち入り禁止
- ・出勤前や昼休みに飲酒しないのと同じ

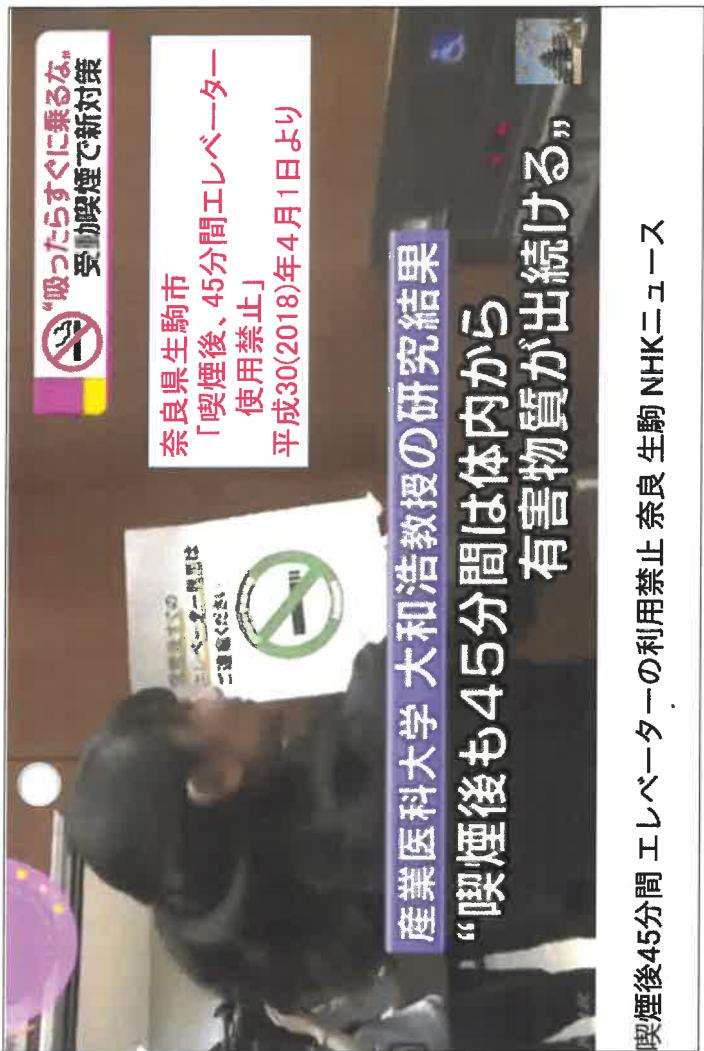
洋服・呼気から発生する三次喫煙＝タバコ臭

- ・過敏症、喘息の人では発作誘発、妊娠(つわり)は嘔吐
- ・タバコ臭のない快適職場づくりのために、勤務日の喫煙禁止が必要

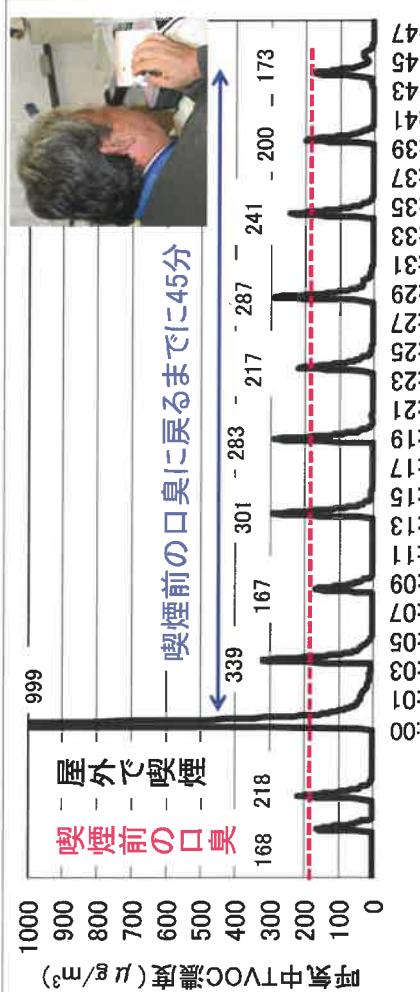


気管支ぜん息

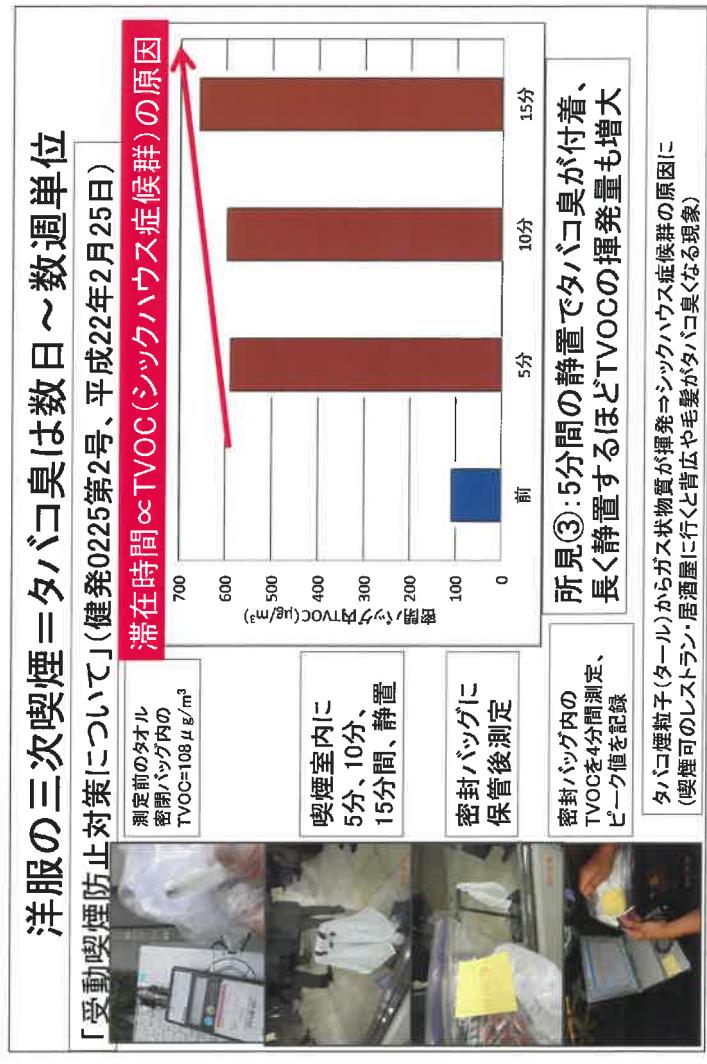
大和寛子作画
「タバコ臭」より



三次喫煙：喫煙後の呼気中に含まれるガス状物質(TVOC)
 喫煙後の呼気のタバコ臭、喫煙前に戻るまでに45分
 喫煙前後の口臭をシックハウスビルディングの調査の指標である
 総揮発性有機化合物(Total Volatile Organic Compounds: TVOC)の濃度で評価



勤務の合間に喫煙すると、一日中、口臭がタバコ臭い、
 受動喫煙の健康影響に関する最新情報、保健師ジャーナル、2019、75、105-112。



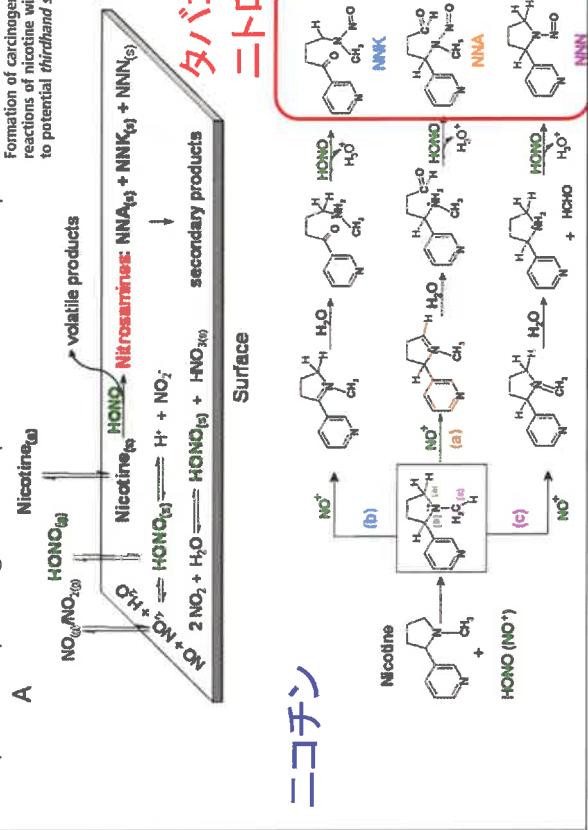
奈良県は「喫煙後、一切使用禁止」とさらに厳しいルールを設けた。



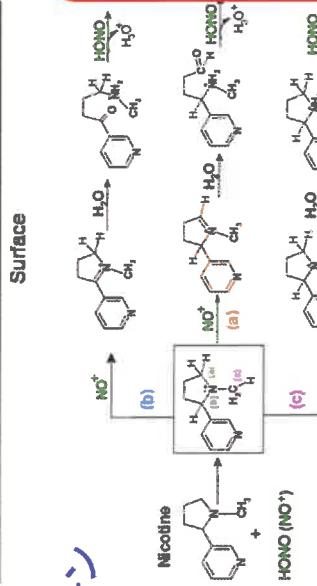
壁・床に付着したニコチンが壁・床の表面の垂硝酸と反応し、発がん性物質に変化＝三次喫煙の危険性（2009）

<https://www.pnas.org/content/pnas/107/15/6576.full.pdf>

Formation of carcinogens indoors by surface-mediated reactions of nicotine with nitrous acid, leading to potential thirdhand smoke hazards



ニコチン



発がん性
あり

タバコ特異的
ニトロソアミン

- 改正健康増進法で敷地内禁煙が求められる施設 平成30年12月21日(厚生労働省ホームページより)
- ・ 学校教育法第一条に規定する学校その他20歳未満の者が主として利用する教育施設等 (専ら大学院の用途に供する施設を除く) → 除くべきではない (大和コメント)
 - ・ 医療法に規定する病院、診療所、助産所 薬局
 - ・ 介護老人保健施設など
 - ・ 難病相談支援センター
 - ・ 施術所(はり、きゅう、柔道整復)
 - ・ 障害児通所支援事業等
 - ・ 母子健康新聞
 - ・ 認定こども園
 - ・ 少年院、少年鑑別所



三次喫煙とは?
三次喫煙とは?~マンガで見る喫煙のリスク...

2018.10.26



2018.04.17 加熱式タバコはOK?

自社の喫煙率は十分? 加熱式タバコはOK... 情報提供しています

喫煙対策を知る「学ぶ」

現在も喫煙率0%を維持

83%の社員が、禁煙だから達成できただと回答!

(正社員)



スモーカーフリーカンパニー

T-PPEC

トライアル タイーピングの結果率・喫煙率0(ゼロ)への取り組み

トライアルでの喫煙率0(ゼロ)への取り組み

2013年11月 喫煙率0%

2013年11月 喫煙率0%

2013年3月 喫煙率25%

2013年3月 喫煙率25%

改正健康増進法の体系

- 敷地内禁煙
 - 学校、児童福祉施設 第一種施設
 - 病院、診療所 第二種施設
 - 行政機関の庁舎 等
- 原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)
 - 事務所
 - 工場
 - ホテル、旅館
 - 飲食店
 - 旅客運送事業船舶、鉄道
 - 国会、裁判所
 - (個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供するする場所は適用除外)

2019年
施行

2020年
4月1日
施行

喫煙者による判断により、店内で喫煙可能

喫煙専用部屋 (※)
喫煙者のみ
飲食可

屋外への吸出防止措置

喫煙可能な場所 (ある旨を表示する) が立入は不可。

※ 全ての施設で、喫煙可能な場所には、
①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
②警戒員とともに、
20歳未満者は立ち入り不可。

喫煙専用室と同様の煙の流れを遮る構造の20歳未満の立入は不可。

【経過措置】

既存の営業規模の小さな飲食店

- 個人又は中小企業者が営業
- 喫煙を主目的とする飲食・販売・スナック等
- 屋内で喫煙可能女性は20歳未満
- 公衆衛生所

喫煙を主目的とする飲食・販売・スナック等

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に入れない場所で喫煙をすることを記載。
子どもや患者等、特に看護が必要な人が喫煙する場合や近くにいる看護師等では喫煙しないよう記載。

2019年
施行

2020年
1月24日
施行

有効な対策は全面禁煙のみ

性別	年齢層	喫煙率 (%)
女性	10代	18%
女性	20代	27%
女性	30代	32%
女性	40代	32%
女性	50代	32%
女性	60代	32%
男性	10代	18%
男性	20代	27%
男性	30代	32%
男性	40代	32%
男性	50代	32%
男性	60代	32%

ダイナム「信頼の森」は2011年時点でのホールは全面禁煙

喫煙増進法の施行以後、公共施設や乗り物での「分煙・禁煙」が進んでいます。そんな中パチンコ店ではそれらの動きがあまり進められていないのが現状です。「空気の良い場所は居心地がいい」「パチンコに集中したい」「タバコ臭いのは耐えられない」という喫煙者の意見を受け止め、より快適に、よりパチンコを楽しんでもらいために空間作りを目指して活動を行なっています。

全席禁煙のクリーニングなパチソコ

を推進させていただきます。

SPA!

4月から全面禁煙のパチソコ店。チーン大手・ダイナム「ファン拡大に期待」の理由とは

2019年1月19日配信

「2020 完全分煙化プロジェクト」でもっと楽しく、もっと気持ち良く

ホール大手のダイナムは1月15日、東京・千代田区のトラストシティ・カンファレンス・丸の内で「2020 完全分煙化プロジェクト」のプレス発表会を開催した。

⇒ 【画像】喫煙率は60代より若い世代で大きく低下している。先行全面禁煙の店舗では来店客が割程度増加したデータも

全席禁煙で快適空間

お客様のニーズに応えて、一步進んだパチソコ店へ。

喫煙者の9割が「分煙」支持

下記のホールのパチンコ店ができない場所で喫煙をすることになりますか？

あなたはどうですか？

子どもや患者等、特に看護が必要な人が喫煙する場合や近くにいる看護師等では喫煙しないよう記載。

どこでもよい 21%

全席禁煙 53%

分煙 18%

選択肢	割合 (%)
全席禁煙	53%
分煙	18%
どこでもよい	21%

2人に1人が「全席禁煙」支持

喫煙・分煙が進んでないと感じる施設はどこですか？

パチンコ店 75%

バー 62%

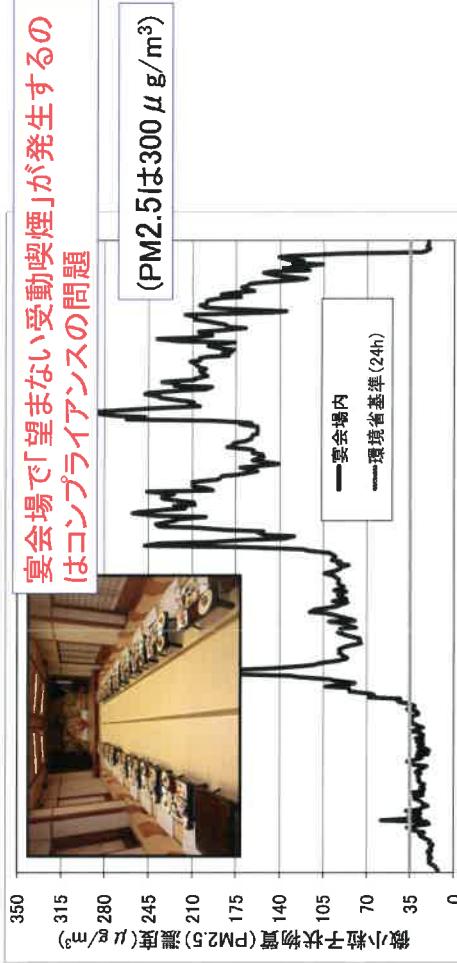
カジノ 32%

飲食店 32%

カラオケBOX 27%

施設	支持割合 (%)
パチンコ店	75%
バー	62%
カジノ	32%
飲食店	32%
カラオケBOX	27%

職場の宴会は仕事の延長:事務室と同様、全席禁煙が必要
15名中6名が喫煙。参加者9名と仲居さんは「望まない受動喫煙」。
上司や取引先が吸う場合、非喫煙者は「No」と言えない



サービス産業従業員にも「望まない受動喫煙」

宴会の喫煙は、コンプライアンスの問題



「100m²以下の小型店(55%)で
「全席喫煙」を選ぶと①②が義務
・自主的な禁煙化
・閉店、が増えるでしょう

「喫煙可」の場合、
①出入口に掲示義務

- 喫煙可能な場所である旨を表示することにより、店内で喫煙可能
- * 国人の自己判断能力の客室など、人の居住の用に供する施設は適用外

- 喫煙可能な場所の屋外に出入口の位置を記している場合は、非喫煙スペースへの立ち入りが可能。



喫煙可能な施設は出入口にの表示が義務化

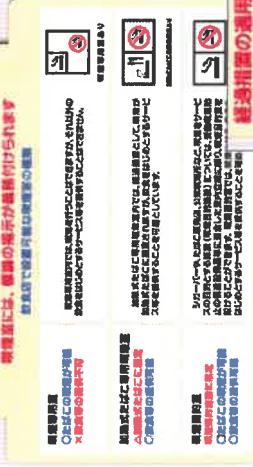




改正健康増進法の施行により、飲食店は令和2年4月1日、原則屋内禁煙です！

未成年者は喫煙不可能店には入れない
未成年者を雇用出来ない
喫煙店は入口に「喫煙店」の掲示義務

北九州市のように自治体が
禁煙の飲食店を応援する取り組み
も各地で始まっている



経過措置＝全面喫煙 を選ぶ場合は届出が必要



健康増進法の全面施行に向けた 北九州市の取り組み



厚生労働省HP: 外国人観光客の居酒屋での受動喫煙に対する感想



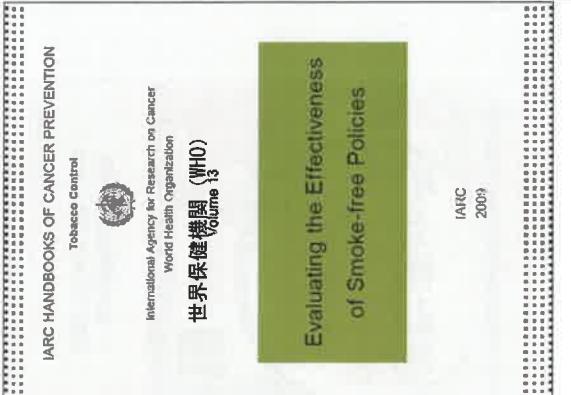
187



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/kenko/kenko-kyoku-Gantaisakukenkou/0000172629.pdf>

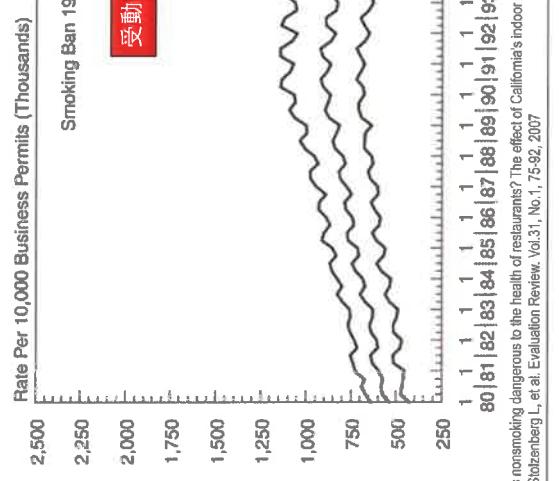
WHOがん予防ハンドブック第13巻(2009年) 「屋内施設の全面禁煙化の評価」

レストランやバー、ホテルの納税額、店舗数、雇用者数などを分析した86論文からの結論：
「レストラン、バーを法律で全面禁煙にしても減収なし」

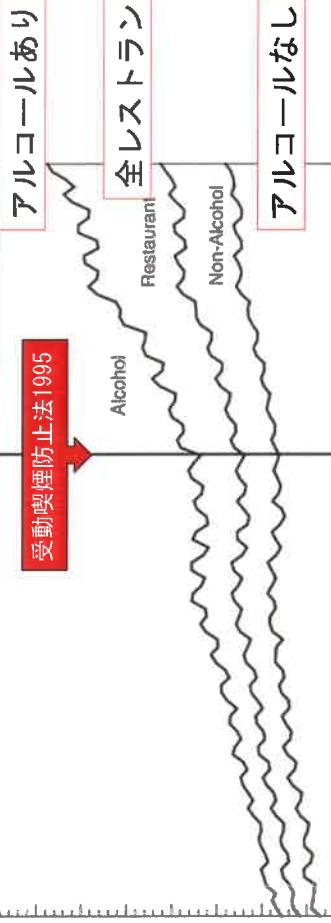


研究者の「査読のある」論文の一例

カリ福ニア州の受動喫煙防止法(1995年)で州全体の課税収入の増加



- ①受動喫煙を敬遠して家呑みしていた非喫煙者が来店する
- ②喫煙者は屋外で喫煙することに慣れれる
- ③アルコールを提供する店舗の方が客単価が高い



Is nonsmoking dangerous to the health of restaurants? The effect of California's indoor smoking ban on restaurant revenues.
Stoltzberg L, et al. Evaluation Review. Vol.31, No.1, 75-82, 2007

産業医大 平成30年度より 職場懇談会指定店に「全席禁煙」の欄を追加

店舗名	電話番号	営業時間	料金構造	新規顧客
眼科	661-1001	八幡西区吉田3-6-1~101	いつ料金構造	30人
白河	651-0320	八幡西区吉田3-2-1	単	10人
のり橋	460-7813	八幡西区吉田3-2-1	単	22人
姫路	662-4368	八幡西区吉田3-2-14	単	30人
新宿フジリ KUWA	660-2921	八幡西区吉田3-2-14	単	40人
ciale (カツエ・カル)	662-0098	八幡西区吉田3-2-103	単	34人
どりかわ	616-3794	八幡西区吉田3-11-21~2F	併	25人
幸運亭(ゆきふに)	663-0669	八幡西区吉田3-12~26	焼き鳥	42人(23人、10人)
洋	662-4003	八幡西区吉田3-7-21	単	少人数から多く人数まで
みくにや	661-2431	八幡西区吉田3-7-22	単	30人
そば処 楽庵	616-1320	八幡西区吉田3-1-2	単	少人数から多く人数まで
竹屋	662-3516	八幡西区吉田3-6-24	そば	18人
竹屋	665-0566	八幡西区吉田3-1-18	単	14人
はしきら崎店	661-3559	八幡西区吉田3-15-29	和(和食料理)	50人
白光	663-0282	八幡西区吉田3-19-22	単	40人
銀座	661-9409	八幡西区吉田3-1-52	和焼き鳥	65人
秋葉	662-6658	八幡西区吉田3-12-22	単	20人
アーバン・カツナギ	661-0101	八幡西区吉田2-4-7	和・洋	少人数から多く人数まで
スライドのダウソロード	621-1133	八幡西区吉田2-4-20	和	少人数から多く人数まで
「産業医科大学 大和」で検索	631-1111	八幡西区吉田3-3-1	和・洋中華	少人数から多く人数まで
アグデブリゾーン 楽膳八幡(旧八幡イタリア)	671-1131	八幡西区吉田1-1-1	和・洋	少人数から多く人数まで
「公会館	662-0220	八幡西区吉田1-1-1	和・洋中華	少人数から多く人数まで
チャイニーズ ten	671-0129	八幡西区吉田2-4-7	和・洋中華	少人数から多く人数まで
梅の花	671-7510	若狭区若狭2-1-16	和(和食)	35人
	11-2933	若狭区若狭2-1-67	和(和食)	60人
	742-3230	若狭区若狭2-17-106	和(和食)	45人

禁煙店が産業医大関係者で賑わせるところで、他店の追跡を期待。

2019年11月27日 北九州市主催 受動喫煙対策講習会(60分)

「望まない受動喫煙」をなくすことが義務になりました!
～サービス産業と屋外の受動喫煙対策、加熱式タバコ最新情報～

第一種施設(病院、学校、行政機関)⇒敷地内禁煙

第二種施設(飲食店等)⇒屋内禁煙/喫煙専用室(飲食不可)/喫煙(小規模店)



なくそう! 望まない受動喫煙。マナーからルールへ
改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



喫煙表示が義務付け
喫煙室には 喫煙表示が義務付けに

2019年11月27日 北九州市主催 受動喫煙対策講習会(60分)



「望まない受動喫煙」をなくすことが義務になりました!
～サービス産業と屋外の受動喫煙対策、加熱式タバコ最新情報～

第一種施設(病院、学校、行政機関)⇒敷地内禁煙

第二種施設(飲食店等)⇒屋内禁煙/喫煙専用室(飲食不可)/喫煙(小規模店)

マナーからルールへ
改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



喫煙表示が義務付け
喫煙室には 喫煙表示が義務付けに